株式会社すとるく(本社) 〒252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野 9-6-18 TEL 042-745-0646 FAX 042-742-0447

たいにいまっ(すつうしん

合理的配慮の多様な解釈、NG ですより

Vol. 109 ^{令和6年}

今年は2月と3月に暖かい日が多かったため、桜が例年より早く咲くと予想し、春休みの外出計画を立てました。実際は大外れ。相模原の桜まつりは、過去 10 年以上にわたってこのようなタイミングで開催されたことがないといわれるくらい、満開の桜の木の下で開催されました。

今年4月から、合理的配慮の事業者の努力義務が義務へと変更されました。合理的配慮は、2016 年4月の障害者差別解消法が施行された際に提唱されたものです。当初、内閣府は、合理的配慮に関して行政機関に義務を課し、事業者には努力義務を課しました。果たして、この過去8年間で合理的配慮の社会的浸透はどの程度進んだのでしょうか。

2020 年、川崎市がある児童に対し地域の小学校に通学したいとの要望を認めなかったことから、ご家族が川崎市教育委員会を対して裁判を起こす事態に至りました。問題は現在も解決しておらず、継続中です。教育委員会は、「本人と保護者の意見を最大限尊重する」としつつも、総合的な判断に基づき最終決定を下します。裁判は、インクルーシブや合理的配慮が争点とはならず、「地域の学校には看護師がいない」「安全でない」といった理由でご家族が敗訴しました。控訴の決意と同時に、ご家族はお子さんの貴重な時間を無駄にできないとの判断で、川崎市から川を隔てた東京の世田谷区に引っ越しました。世田谷区では地域の小学校での通学が認められたのです。川を隔てたわずかな差が、大きな違いを生む結果となりました。

相模原市でも同様の問題が発生しています。進学時だけでなく、転校の希望に関しても、具体的な理由もあげず希望に添えないとの通知がくるのです。このような状況を見ていると、障害者差別解消法は、実際の問題解決に繋がっていないのです。地域の行政機関によって認められることと認められないことの差を解消しなければ、事業者側も何を望まれているのか理解できず、合理的配慮がなされないケースが発生しても至極当然のことではないでしょうか。



写真掲載欄のため、内容を削除しております。

キッズフェスタ 2024 第 23 回子どもの福祉用具展

子どもの福祉用具展は毎年開催され、車いす、装具、補助シート、食事用具、遊具・訓練具、コミュニケーションエイド、アイディアグッズなどの最新のツールが展示されます。新しい商品に期待を寄せて、今年は展示会に足を運ぼうと考えています。うかつなことに、4月21日は報酬改定説明会及び茶話会の日と重なっているのです。ご家庭で都合が合わない場合は、代わりにミッションをいただければ、私たちスタッフが調査しますので、お気軽にお申し付けください。

【開催日】 2024年4月20日(土)10:00~17:00

2024年4月21日(日)10:00~16:00

【場所】 TRC 東京流通センター 第一展示場 A, B, C, D ホール

〒143-0006 東京都大田区平和島 6-1-1



5月の予定 母の日製作活動

5月 休業日

3日4日 5日6日 11日12日 18日19日 25日26日

